

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体

御 中

← 厚生労働省 認知症施策・地域介護推進課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン
について」の一部改正について
計2枚（本紙を除く）

Vol.1086

令和4年6月27日

厚生労働省老健局

認知症施策・地域介護推進課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線 3986)

FAX：03-3503-7894

事 務 連 絡
令和 4 年 6 月 27 日

各都道府県介護保険主管課（部） 御中

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
地域づくり推進室 地域包括ケア推進係

「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」の一部改正について

日頃より、介護保険行政に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

令和 4 年度の地域支援事業の実施に当たり、今般、「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」（平成 27 年 6 月 5 日老発 0605 第 5 号厚生労働省老健局長通知）の一部を改正しました。

つきましては、改正点について、別紙のとおりまとめましたので、参考としていただくとともに、貴管内市町村への周知等、特段のご配慮をお願いいたします。

記

「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」
（平成 27 年 6 月 5 日老発 0605 第 5 号厚生労働省老健局長通知）
厚生労働省ウェブサイト掲載先：
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000957649.pdf>

厚生労働省老健局
認知症施策・地域介護推進課
地域づくり推進室
地域包括ケア推進係
TEL：03-5253-1111（内線 3986）
FAX：03-3503-7894

(別紙)

「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」の主な改正点

- (1) 好事例・マニュアル等の提供について
介護予防マニュアルの改訂に伴う追記。
- (2) 総合事業の上限管理の見直し
総合事業の上限を超える場合の個別判断事由を見直し。